

○長期休業期間等における放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度実施要綱

令和6年9月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に小学校の長期休業期間において放課後児童支援員等（東近江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年東近江市条例第30号）に規定する放課後児童支援員及び補助員をいう。）として従事することを希望する者をあらかじめ登録すること（以下、「登録」といい、登録を受けたものを「登録者」という。）に関すること及び登録者が放課後児童支援員の資格を取得する際の支援に関することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録者の要件)

第2条 登録者は、登録時において別表1に定める要件を満たさなければいけない。

(登録手続)

第3条 登録を希望する者は、放課後児童支援員等候補者登録申請書（様式第1号）を東近江市放課後児童支援員確保対策協議会（以下、「協議会」という。）会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があった場合、登録の可否を決定の上、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録台帳)

第4条 会長は、放課後児童支援員等候補者登録台帳（様式第2号）に登録者に関する事項を登録するものとする。

(登録期間)

第5条 登録期間は、登録のあった日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、更新することを妨げない。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、放課後児童支援員等候補者登録内容変更届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 連絡先
- (4) 勤務の希望に関する事項

(登録の取消し)

第7条 会長は、登録者が次号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から放課後児童支援員等候補者登録取消申出書(様式第4号)の提出があったとき
- (2) 第5条に規定する登録期間が満了したとき
- (3) 登録者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (4) その他会長が登録の取消しが必要と認めるとき

2 会長は、前項の取消しを行った場合(前項第1号又は第2号の場合を除く。)は、その旨を本人に通知するものとする。

(資格取得支援)

第8条 登録者が、放課後児童支援員認定資格研修を受講する際、必要な経費について補助を受けることができる。

- 2 補助対象経費等は別表2で定めるとおりとする。
- 3 登録者が補助を受けるためには、放課後児童支援員認定資格研修費補助金申請及び請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。
- 4 会長は、前項の申請があった場合、支援の可否を決定の上、その旨を申請者に通知するものとする。

(任用)

第9条 登録者を放課後児童支援員等として任用する際は、登録者の勤務の希望に関する事項等を踏まえて協議会において調整し、協議会の各構成団体において必要な手続を経て任用するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

別表1 (第2条関係)

登録時に満たすべき要件
(1) 登録希望日時時点で18歳以上であること
(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者でないこと

別表 2 (第 8 条関係)

補助対象経費	補助率
放課後児童支援員認定資格研修の受講に要する経費（テキスト代及び自宅から研修会場までの交通費（公共交通機関の運賃及び駐車料金））	10/10 ただし、交通費は 2 万円を上限とする。

様式第1号（第3条関係）

放課後児童支援員等候補者登録申請書

年 月 日

東近江市放課後児童支援員確保対策協議会
会長 様

申請者 住所
氏名

長期休業期間等における放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度について、下記のとおり登録を希望するので、長期休業期間等における放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度実施要綱第3条の規定により、申請します。

記

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 連絡先
- 4 生年月日
- 5 放課後児童支援員資格の有無
- 6 教育又は保育施設での勤務実績の有無
- 7 具体的な勤務場所及び勤務期間（5で勤務実績がある場合）
- 8 資格・免許等
 - (1) 資格の種類
 - (2) 取得年月
- 9 勤務の希望
 - (1) 勤務可能な期間
 - (2) 勤務可能な日及び時間
 - (3) 勤務可能な地区
- 10 志望動機

様式第3号（第6条関係）

放課後児童支援員等候補者登録内容変更届出書

年 月 日

東近江市放課後児童支援員確保対策協議会
会長 様

届出者 住所
氏名

放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度について、下記のとおり登録内容を変更したいので、長期休業期間等における放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度実施要綱第6条の規定により、届け出ます。

記

1 変更内容

様式第4号（第7条関係）

放課後児童支援員等候補者登録取消申出書

年 月 日

東近江市放課後児童支援員確保対策協議会
会長 様

申出者 住所
氏名

放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度について、登録を取消したいので、長期休業期間等における放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度実施要綱第7条の規定により、申し出ます。

様式第5号（第8条関係）

放課後児童支援員認定資格研修費補助金申請及び請求書

年 月 日

東近江市放課後児童支援員確保対策協議会
会長 様

申請者（請求者） 住所
氏名

放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度について、下記のとおり放課後児童支援員認定資格研修費に係る補助を受けたいので、長期休業期間等における放課後児童支援員等候補者登録及び資格取得支援制度実施要綱第8条3の規定により、関係書類を添えて申請（請求）します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 交付申請（請求）額 | 円 |
| 2 | 経費内訳 | |
| | (1) テキスト代 | 円 |
| | (2) 交通費 | 円 |
| 3 | 補助金振込先 | |
| 4 | 関係書類 | |
| | (1) テキスト代を支出したことが分かる書類（領収書等） | |
| | (2) 自宅から会場までの移動経路及び手段が分かる書類及び駐車料金を支出したことが分かる書類（領収書等） | |